

■米の表示について

新米の季節となりました。直売所でも多くのお米が販売されていますが、お米を売る場合には次のような食品表示が必要です。

検査登録機関（農協等）で検査を受けていないお米は、「コシヒカリ」の種で生産をしても、食品表示は「未検査米」もしくは「複数原料米」として販売することになります。「品種名」を勝手に表示することはできません。

【検査を受けてない米の表示の例】

表示例：未検査米（個別包装されたもの）

名 称	精米
原 料 玄 米	産 地 品 種 産 年 使用割合 未検査米 山梨県〇〇町産（産地未検査） 10割
内 容 量	10kg
精 米 年 月 日	平成〇年〇月〇日
販 売 者	山梨 一郎 山梨県〇郡〇町1-1 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
※「産地未検査」とは農産物検査法等による産地の証明を受けていない米穀のことをいいます。	

←玄米、もち精米、(うるち)精米、胚芽精米のうち、該当するものを表示。

←「未検査米(※1)複数原料米(※2)」又はと記載。未検査米は、品種・産年は記入できない。産地については、「国内産」のほか県名や町名、一般に知られた地名を表示できるが、検査を受けていない場合には、括弧を付して「産地未検査」と表示する。

←精米した米は精米年月日(※3)を表示し、玄米の場合は、「調製年月日」と表示。

←電話番号も忘れずに表示。

←「産地未検査」の意味を消費者に伝えるため表示する

※1 未検査米とは、農産物検査法に基づく検査証明を受けていないお米

※2 複数原料米とは、産地、品種、産年が同一でないか、または産地、品種、産年の全部または一部が農産物検査法に基づく検査証明を受けていないお米

※3 精米年月日は、原料玄米を精白した年月日を記載。精米年月日の異なるものを混合した場合には、それらの最も古い精米年月日を記載。

※4 枠内の文字の大きさは12ポイント（内容量が3kg以下の場合は8ポイント）以上とする。

【『新米』の表示について】

袋に『新米』と表示できるのは、「生産年の12月31日までに容器に入れられ、または包装された玄米」や「生産年の12月31日までに精白され、容器に入れられ、または包装された精米」で検査証明を受けた場合のみです。それ以外は袋に『新米』と表示することができませんので注意が必要です。

食品表示方法は、農産物の品目、加工方法によって異なります。

食品の表示方法についての疑問・質問がある方は、**峡南農務事務所地域整備担当（055-240-4114）**にご相談ください。

峡南農務事務所 農業農村支援課
（峡南地域普及センター）生産振興担当
055-240-4131